

\*主に企業や団体にお勤めの方向けのダイジェストニュースです。(第8号)

発行：京都市産業観光局



◆新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の待機期間短縮について◆

➤国の基準変更に伴い、本市における濃厚接触者の待機期間等の取り扱いを変更します。

1 濃厚接触者の待機期間短縮

- 〈変更前〉患者と最終接触のあった日から14日間  
〈変更後〉10日間に短縮

2 社会機能維持のために必要なエッセンシャルワーカー（※）の待機期間短縮

※エッセンシャルワーカーとは、①医療体制の維持、②支援が必要な方々の保護の継続、  
③国民の安定的な生活の確保、④社会の安定の維持など、社会機能を維持するために必要な事業に従事する方

【概要】

➤事業者において事業の継続のために当該エッセンシャルワーカーの従事が必要とされる場合は、以下のとおり10日を待たずに待機を解除することができることとします。

【最短の場合】

①PCR検査または抗原（定量※）検査 ※検査機器等を要する

➤患者と最終接触した翌日から起算して6日目に検査（事業者負担）し、陰性かつ無症状の場合 ⇒結果が出たその日から待機を解除

② 抗原（定性※）検査 ※薬局等で市販されているもの（薬事承認を受けたもの）

➤患者と最終接触した翌日から起算して6日目と7日目の計2回検査（事業者負担）し、陰性かつ無症状の場合 ⇒結果が出たその日から待機を解除

詳しくは、京都市情報館HPをご確認ください。

URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000293760.html>

※この取り扱いにおけるエッセンシャルワーカーの範囲等を掲載しています。

ご不明な点がございましたら、下記にお問合せください。

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課（感染症対策担当：075-222-4244）